

1 第21回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の 区域の範囲	特区計画の概要	規制の 特例措置の 番号	特定事業の内容
新規計画 6件							
1	北海道	釧路市	釧路市阿寒湖温泉地区共生型福祉サービス特区	釧路市の区域の一部(阿寒湖温泉地区)	釧路市では、福祉サービスの基盤整備は主に都市部で進められてきたが、市中心部から最も遠い阿寒湖温泉地区に平成21年12月、同地区初の福祉サービス提供拠点となる共生型多機能施設が開設される。その中心となる小規模多機能型居宅介護事業所において、高齢者とともに障害児(者)の受け入れを行うことで、地区内で支援を必要とする全ての人が、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を整える。また、地域のノーマライゼーション意識を高めるきっかけとすることで、観光地としてのホスピタリティ向上にも繋げる。	934	・指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
2	岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区	遠野市の全域	遠野市では、昭和46年から市民センター構想のもと、地域づくりと社会教育とが連携し行政運営を行ってきた経緯がある。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行政運営が求められている。 そこで、本特例措置により学校等施設と公の施設の一體的な管理・整備を行うことにより、小規模でも効率的な行政運営を図る。また、一體的な施設の管理・整備により教育活動と地域づくりとの更なる一体感が醸成され、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。	834(835)	・地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
3	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川三郷町では、少子化、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会進出など、社会状況の変化の中で、保育ニーズが多様化している。町立保育所の給食について、学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の集約化や食材の一元購入等により節減された経費を財源とし、増加する児童福祉事業への対応を可能とする。さらに、学校給食とともに地産地消と食育推進に取組み、より安全で安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取組むことを可能とし、心豊かな子どもが育つ環境づくりを進める。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
4	高知県	南国市	南国・土佐のまほろば どぶろく・リキュール特区	南国市の全域	南国市では米やヤマモモ、梅、ピワなど多品目の農産物を生産しているが、価格低迷や後継者不足もあり、遊休農地が発生するなど、農地の荒廃が進んでいる。また、農業従事者の高齢化が著しいことから、後継者の育成や担い手の確保が問題となっている。 このため、豊富な特産品を使用した濁酒やリキュールを製造することで、地場産品の付加価値を高め、地域農産物の利用拡大と販売促進による農業振興に取組む。あわせて、「南国」ブランドを広く周知し、本市の知名度を高めることで、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る。	707(708) 709	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業
5	高知県	四万十町	四万十町どぶろく特区	高知県高岡郡四万十町の全域	四万十町では、近年、農業体験や郷土料理の提供を盛り込んだ民宿経営が定着しつつあり、新たな観光客を取り込み滞在型観光を進めるうえで有効な手段となっている。 今後は、新たな田舎の食体験メニューの一つとして「どぶろく」を取り入れることで、さらなる誘客を図り、地域の活性化に取り組む。 また、四万十町は昔から米作りが盛んで、品質についても全国的に高い評価を得ているが、まだまだ知名度は低いことから、「米どころ、四万十町のどぶろく」として観光客等に提供することで、四万十町の品質の高い米を広く周知し、消費拡大と販売促進を図る。	707(708)	・特定農業者による特定酒類の製造事業

1 第21回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の 区域の範囲	特区計画の概要	規制の 特例措置の 番号	特定事業の内容
6	熊本県	多良木町	多良木町どぶろく特区	熊本県球磨郡多良木町の全域	多良木町では、農業従事者の高齢化や後継者不足、及び農産物の消費低迷や販売不振などにより、基幹産業である農業の活性化が喫緊の課題となっている。このような事態を打開するため、農家が自ら生産した米を原料とした「どぶろく」を郷土料理と合わせて農家民宿や農家レストランで提供することで、地域農産物の消費拡大や都市農村交流人口の拡大を図る。地域内で消費や交流が活発化することは、農業の活性化につながる。	707(708)	・特定農業者による特定酒類の製造事業
変更計画 2件							
1	愛媛県	内子町	“内子ツーリズム”どぶろく・果実酒特区	愛媛県喜多郡内子町の全域	内子町は、歴史文化を生かした「町並み観光」、農山村の景観文化を生かした「村並み・山並み観光」に「交流農業」を組み合わせた「内子ツーリズム」を積極的に展開している。しかしながら、愛媛県最大の観光地「道後温泉」に近いことから、宿泊観光客の少ない日帰り観光地となっている。通過型から滞在型観光地への脱却を図るため、農家民宿等で地域の特産物を活用した「濁酒」「果実酒」「リキュール」造りに取り組み、より質の高いもてなしと交流により、リピーター・内子ファンの増加を図る。これにより、町全体の活性化を推進する。	707(708) 709	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業
2	熊本県	熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町	阿蘇カルデラツーリズム推進特区	阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村の全域及び上益城郡山都町の一部(旧蘇陽村)	世界最大級のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然、温泉などの観光資源、地元の特産品や食文化などを最大限に活用し、農業と観光の融合を図りながら豊かさや健康を感じられる観光地づくりを目指す。 そこで、本特例措置を活用し、阿蘇市及び阿蘇郡の6町村、上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域が連携して取り組んでいる「スローな阿蘇づくり」の実現に向け、観光客に阿蘇のすばらしい自然や景観をゆっくり体験してもらう取り組みを促進する。	707(708) 709 1001 1002 1303	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業